

協議第 20 号

平成 15 年 月 日 確認

各種事務事業の取扱い（学校教育関係その 2）について

各種事務事業の取扱い（学校教育関係その 2）について別冊のとおり提出する。

平成 15 年 月 日 提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康雄

協議第20号

協議会協議項目（案）

各種事務事業の取扱いについて
学校教育関係（その2）

津地区合併協議会

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱いについて	専門部会	教育文化部会
関係項目	学校教育関係	分科会	教育総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
20 私学等振興助成事務	津市在住の在籍生徒数に次の各号の一に該当する基準額を乗じて、得た額を補助金として交付している。 市内高校 生徒が500人以上在籍 1人につき3,000円 生徒が500人未満在籍 1人につき2,000円 市外高校 生徒1人につき1,500円 三重県朝鮮学園 生徒1人につき2,500円	久居市在住の在籍生徒数に基準額を乗じて、得た額を補助金として交付している(津市内の私立高校のみ)。 私立高校 1人につき1,500円	河芸町在住の在籍生徒数に基準額を乗じて、得た額を補助金として交付している(津市内の私立高校と三重朝鮮学園のみ)。 私立高校 1人につき1,000円 三重朝鮮学園 1人につき5,000円	芸濃町在住の在籍生徒数に基準額を乗じて、得た額を補助金として交付している(津市内の私立高校のみ)。	同左	同左
21 私立幼稚園援助事務	私立幼稚園運営補助金 津市私立幼稚園協会に交付。 1園あたり450,000円+教職員1人あたり3,000円及び協会運営費補助として500,000円。 私立幼稚園園児保護者補助金 私立幼稚園に在園する4歳児及び5歳児1人につき年額7,200円をその保護者に交付。 私立幼稚園11園(四天王寺除く)	私立幼稚園運営補助金 久居市内の私立幼稚園(1園)に900,000円を交付。 — 私立幼稚園 1園(のべの)	— — —	— — —	— — —	— — —

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱いについて	専門部会	教育文化部会
関係項目	学校教育関係	分科会	学校教育分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
8 就学援助事務	<p>経済的な理由により、就学が困難な場合に必要な援助を行い、義務教育を円滑に実施する。</p> <p>別添資料</p> <p>H13 763人 H14 917人 25,955千円</p>	<p>同左</p> <p>別添資料 医療費は近年実績なし。</p> <p>H13 205人 H14 211人 11,184千円</p>	<p>同左</p> <p>別添資料</p> <p>H13 49人 H14 60人 4,306千円</p>	<p>同左</p> <p>別添資料</p> <p>H13 33人 H14 33人 2,526人</p>	<p>同左</p> <p>別添資料</p> <p>H13 5人 H14 4人 229千円</p>	<p>同左</p> <p>別添資料</p> <p>H13 6人 H14 7人 291千円</p>
9 特殊教育就学奨励事務	<p>特殊学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減する。</p> <p>別添資料</p> <p>H13 54人 H14 60人 2,079千円</p>	<p>同左</p> <p>別添資料</p> <p>H13 15人 H14 16人 418千円</p>	<p>同左</p> <p>別添資料</p> <p>H13 6人 H14 7人 284千円</p>	<p>同左</p> <p>別添資料</p> <p>H13、14年度は該当者なし。 H15年度は4人 114千円</p>	<p>同左</p> <p>別添資料</p> <p>H13 4人 (通学費の援助 小学校1人) H14 3人 (通学費の援助 0人) 112千円</p>	<p>同左</p> <p>別添資料</p> <p>H13 3人 H14 5人 157千円</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	8.津市の例により調整する。(合併と同時に) 9.津市の例により調整する。(合併と同時に)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左 別添資料 H13 24人 H14 29人 1,421千円	同左 別添資料 H13 43人 H14 61人 3,228千円	同左 別添資料 H13 33人 H14 25人 1,830千円	同左 別添資料 医療費は歯科医療券発行のみ H13 35人 H14 44人 2,554千円	国の基準を基に、認定基準、事務処理方法について津市の例を基に統一する。医療費は援助の対象とする。
同左 別添資料 H13 2人 H14 4人 90千円	実施していない	同左	津市に同じ 別添資料 H13 5人 H14 9人 99千円	実施していない町村もあるが、国の基準を基に、津市の例により同じ内容・基準で実施し、事務処理方法を統一する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱いについて	専門部会	教育文化部会
関係項目	学校教育関係	分科会	学校教育分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
24 幼稚園就園奨励補助事業事務	<p>保護者の所得状況、園児数に応じて補助額を算定し、園を通じて保護者に還元する。</p> <p>対象 公立、私立就園の保護者。</p> <p>H14 公立幼稚園 71件 1,430千円 私立幼稚園 925件 60,646千円</p>	<p>同左</p> <p>対象 公立幼稚園及び市内にある私立幼稚園に就園の保護者。</p> <p>H14 公立幼稚園 50件 1,987千円 私立幼稚園 85件 2,983千円</p>	<p>住民税所得割非課税の保護者に対し減免。</p> <p>対象 町立幼稚園就園の保護者（私立就園の保護者には補助なし）。</p> <p>H14 公立幼稚園 15件 267千円</p>	<p>保護者の所得状況に応じて保育料減免。現在、該当者なし。</p> <p>対象 町立幼稚園就園の保護者（私立就園の保護者への補助なし）。</p> <p>該当者なし。</p>	<p>実施していない</p>	<p>津市と同じ。</p> <p>対象 町立幼稚園就園の保護者（私立就園の保護者への補助なし）。</p> <p>H14 公立幼稚園 4件 80千円</p>

津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

調 整 の 内 容	24 .津市の例により調整する。(合併と同時)
-----------	-------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調 整 の 具 体 的 内 容
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
保護者の所得状況に応じて保育料減免。 対象 町立幼稚園就園の保護者(私立就園の保護者への補助なし)。 H14 公立幼稚園 9件 594千円	保護者の所得状況に応じて保育料の減免措置対象者を認定し、申請により保育料の減免を行なう。 減免額は一律20,000円 対象 町立幼稚園就園の保護者(私立就園の保護者への補助なし)。 H14 公立幼稚園 7件 140千円	同左 対象 町立幼稚園就園の保護者(私立就園の保護者への補助なし)。 H14 公立幼稚園 4件 80千円	同左 対象 幼稚園就園園児の保護者(私立就園の保護者への補助なし)。 該当者なし。	国の基準を基に、津市の例により公立幼稚園の保育料に対する減免措置及び私立幼稚園保育料に対する補助を新市において実施する。

津地区合併協議会 参考資料

20. 私学等振興助成事業（平成13年度、14年度実施状況）

・平成13年度実施状況

市町村名	対象者数	助成額（円）	備 考
津市	1,010人	2,851,000 円	市内高校
	594人	891,000 円	市外高校
	7人	17,500 円	三重県朝鮮学園
久居市	135人	202,500 円	
河芸町	-	-	
芸濃町	-	-	
美里村	-	-	
安濃町	-	-	
計	1,746人	3,962,000 円	

・平成14年度実施状況

市町村名	対象者数	助成額（円）	備 考
津市	1,032人	2,597,600 円	市内高校
	544人	816,000 円	市外高校
	7人	17,500 円	三重県朝鮮学園
久居市	156人	234,000 円	
河芸町	79人	79,000 円	三重県朝鮮学園は該当なし
芸濃町	76人	76,000 円	
美里村	27人	27,000 円	
安濃町	64人	64,000 円	
計	1,985人	3,911,100 円	

津地区合併協議会 参考資料

20. 私学等振興助成事業

(金額単位：円)

助 成 条 件	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村	計	
平成14年度 生徒数	市内高等学校	1,032人	156人	79人	76人	27人	64人	2人	31人	4人	5人	1,476人
	市外高等学校	544人	119人	54人	29人	10人	31人	2人	46人	40人	12人	887人
	三重県朝鮮学園	7人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	7人
	合計	1,583人	275人	133人	105人	37人	95人	4人	77人	44人	17人	2,370人
平成14年度 助成金額	市内高等学校	2,597,600円	234,000円	79,000円	76,000円	27,000円	64,000円	-	-	-	-	3,077,600円
	市外高等学校	816,000円	0円	0円	0円	0円	0円	-	-	-	-	816,000円
	三重県朝鮮学園	17,500円	0円	0円	0円	0円	0円	-	-	-	-	17,500円
	合計	3,431,100円	234,000円	79,000円	76,000円	27,000円	64,000円	-	-	-	-	3,911,100円
津市内の高校1人 につき3,000円、 三重県朝鮮学園 1人につき2,500円 とした場合	市内高等学校 助成金額	3,096,000円	468,000円	237,000円	228,000円	81,000円	192,000円	6,000円	93,000円	12,000円	15,000円	4,428,000円
	市外高等金額 "	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	三重県朝鮮学園 "	17,500円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	17,500円
	合計	3,113,500円	468,000円	237,000円	228,000円	81,000円	192,000円	6,000円	93,000円	12,000円	15,000円	4,445,500円
津市内の高校1人 につき3,000円、 津市外の高校1人 につき1,500円、 三重県朝鮮学園 1人につき2,500円 とした場合	市内高等学校 助成金額	3,096,000円	468,000円	237,000円	228,000円	81,000円	192,000円	6,000円	93,000円	12,000円	15,000円	4,428,000円
	市外高等学校 "	816,000円	178,500円	81,000円	43,500円	15,000円	46,500円	3,000円	69,000円	60,000円	18,000円	1,330,500円
	三重県朝鮮学園 "	17,500円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	17,500円
	合計	3,929,500円	646,500円	318,000円	271,500円	96,000円	238,500円	9,000円	162,000円	72,000円	33,000円	5,776,000円

平成14年度現況欄の市外高等学校の久居市～美杉村の生徒数は、鈴鹿、三重、海星、大橋学園の各高校の生徒数の合計。

津地区合併協議会 参考資料

21. 私立幼稚園援助事務（平成14年度実施状況）

・私立幼稚園運営補助金

市町村名	補助金額	備 考
津市	6,506,000 円	450,000円×1 1 園+8,000円×1 3 2 人+500,000円
久居市	900,000 円	900,000円×1 園
合計	7,406,000 円	

・私立幼稚園園児保護者補助金

市町村名	補助金額	助成額（円）
津市	7,999,200 円	7,200円×1, 1 1 1 人
合計	7,999,200 円	

21. 私立幼稚園援助事務

・私立幼稚園運営補助金

補助の条件	補助金額	備 考
現在の補助金額	7,406,000 円	450,000円×1 1 園+900,000円×1 園+8,000円×1 3 2 人+500,000円
1 園につき500,000円、協会に500,000円とした場合	7,000,000 円	500,000円×1 3 園+500,000円
1 園につき600,000円、協会に500,000円とした場合	8,300,000 円	600,000円×1 3 園+500,000円
1 園につき700,000円、協会に500,000円とした場合	9,600,000 円	700,000円×1 3 園+500,000円

・私立幼稚園園児保護者補助金

補助の条件	補助金額	備 考
現在の補助金額	7,999,200 円	7,200円×1,111人
現行額で4歳児、5歳児を対象とした場合	10,144,800 円	7,200円×1,409人
現行額で3歳児、4歳児、5歳児を対象とした場合	15,300,000 円	7,200円×2,125人

津 地 区 合 併 協 議 会 参 考 資 料

8. 就学援助事務

基準・市町村名	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
学用品	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	備考	国基準
通学用品	〃	〃	〃	-	〃	〃	〃	〃	-	〃
校外活動	備考	2回まで実費額	〃	備考	備考	備考	〃	実費の1/2	1回限り実費額	1回限り実費額
新入学学用品	国基準1回限り	国基準1回限り	国基準1回限り	国基準1回限り	国基準	国基準	〃	国基準1回限り	小学校19,700円 中学校22,700円	国基準1回限り
修学旅行費	1回限り実費額	1回限り実費額	備考	1回限り実費額	備考	〃	実費額	実費の1/2	1回限り実費額	1回限り実費額
学校給食費	実費額	実費額	実費額	実費額	実費額	〃	実費額の1/2	実費の70%	小学校3,000円 中学校3,500円	実費額×90%
医療費	実費額	-	-	-	-	-	-	-	-	実費(う歯のみ)
備 考	1回限り実費額 校外活動費(宿泊を伴わないもの) ・小学校 1・2・6年-芸術鑑賞 3・4・5年-現場学習 ・中学校 1・2・3年-現場学習を対象	校外活動費(宿泊を伴わないもの) 小学校-3、4、5年生 社会見学 中学校-1、2、3年生 社会見学	国基準(国の基準に満たない場合、実費額)	小-4、5年生 社会見学、 中-泊を伴う1、2年生社会見学	国基準(宿泊を伴うもの) 国基準(国の基準に満たない場合、実費額)	恒例行事(学校スキー合宿、高原合宿)について、児童養護施設入苑者分は実費の1/2を助成			準用保護は1/2補助、要保護は全額補助 小学校1年 12,600円、2~6年 14,760円 中学校1年23,760円 、2、3年25,920円	

津 地 区 合 併 協 議 会 参 考 資 料

9. 特殊教育就学援助事務

基準・市町村名	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
教科用図書購入費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学校給食費	実費額の1/2	実費額の1/2	実費額の1/2	国基準	国基準	国基準の1/2	国基準	-	-	実費額×90%
通学費	備考	備考	-	-	-	-	-	-	-	実費額
通学費 (付添人経費)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
修学旅行費 (本人経費)	実費額の1/2	実費額の1/2	備考	国基準	備考	国基準の1/2	実費額	-	-	実費額
修学旅行費 (付添人経費)	-	-	-	-	-	-	備考	-	-	-
校外活動費 (本人経費)	実費額の1/2	国基準	国基準	国基準	備考	国基準の1/2	国基準	-	-	-
校外活動費 (付添人経費)	-	-	-	-	-	-	備考	-	-	-
学用品購入費	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	〃	国基準	-	-	国基準
新入学児童・生徒 学用品	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	-	〃
通学用品購入費	〃	〃	〃	-	〃	〃	〃	-	-	〃
備 考	国基準（通級を含め、通学に要する交通費を支給）。	普通学級に在籍する障害児等の児童・生徒が通級指導教室へ通級する場合、その通級に係る特別に要する交通費のみ支給している。	国の基準（国の基準に満たない場合は実費額の1/2）		国の基準（国の基準に満たない場合は実費額） 国基準（宿泊を伴うもの）		対象児は小学1、2、3年生、中学生はなし。対象者の事例はなし。 実費額（介助員は町費）。			

津 地 区 合 併 協 議 会 参 考 資 料

24. 幼稚園就園奨励補助事業事務

基準・市町村名	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
対象者	公立、私立幼稚園就園の保護者	公立幼稚園及び市内にある私立幼稚園に就園の保護者。	公立幼稚園就園の保護者のみ。	同左	-	河芸町と同じ	同左	同左	同左	同左
補助要件	<p>公立幼稚園 生活保護法による保護を受けている世帯。 市民税が非課税となる世帯 (注)。 市民税の所得割が非課税となる世帯(注)。</p> <p>私立幼稚園 生活保護法による保護を受けている世帯。 市民税が非課税となる世帯 (注)。 市民税の所得割が非課税となる世帯(注)。 市民税の所得割課税額が8,800円以下となる世帯 (注)。 市民税の所得割課税額が102,100円以下となる世帯 (注)。 (注)対象幼児と同一世帯に属し、生計を一にしている父母及び父母以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)のすべての者(居住を異にするが、当該世帯と経済的に一体性を有すると認められるこれらの者を含む)</p>	<p>公立幼稚園 市民税の所得割が非課税及び生活保護を受けている世帯。 市民税の所得割課税の額が5,000円以下となる世帯。 の額が5,000円をこえ10,000円以下となる世帯。 幼稚園・保育所に合計2人以上園児を在園させている世帯。</p> <p>私立幼稚園 市民税が非課税及び生活保護を受けている世帯。 市民税の所得割が非課税となる世帯。 市民税の所得割課税の額が53,000円以下となる世帯 幼稚園・保育所に合計2人以上園児を在園させている世帯。</p>	<p>住民税所得割非課税の保護者、生活保護者に対し減免。 減免額は国基準。 15年度減免額 第一子20,000円 第二子37,000円 第三子53,000円</p>	<p>「保育料等減免措置対象者」 生活保護法の規定による保護を受けている世帯 住民税所得割非課税となる世帯</p>	-	<p>住民税所得割非課税の保護者に対し減免。 1人20,000円(ただし同一世帯内からの第二子は31,000円、三子以降は41,000円)</p>	<p>生活保護世帯及び町民税の所得割が非課税の世帯に対し全額減免。</p>	<p>・生活保護法の規定により保護を受けている世帯 ・町民税非課税世帯 ・町民税所得割非課税世帯に対し減免。 一律20,000円</p>	<p>町民税の所得割が非課税となる世帯、及び生活保護を受けている世帯。 一律20,000円</p>	<p>住民税所得割非課税の保護者に対し減免。 一律20,000円 15年度1名</p>